

岩手県選挙管理委員会告示第 21 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 21 年 5 月 15 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	県立中部病院	北上市村崎野第 17 地割 10 番地	平成 21 年 4 月 28 日
保護施設	救護施設 松山荘	宮古市松山第 8 地割 19 番地 1	〃